平成29年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録(概要版)

- 1 日 時 平成29年9月8日(金) 午前10時00分~午後0時10分
- 2 場 所 北海道庁別館5階大会議室
- 3 出席者
- (1)委員及び特別委員

部 会 長 大 平 義 隆(北海学園大学経営学部教授)

副部会長 田 村 愛 美(税理士スクエア会計事務所税理士)

特別委員内田賢悦(北海道大学大学院工学研究院准教授)

特別委員 齋 藤 健一郎(小樽商科大学准教授)

特別委員 山 岡 俊 勝 (元 岩見沢市建設部長)

特別委員 安 達 栄次郎(小樽建設協会専務理事・事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長 坂 下 健 一石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 山 本 輝 明石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 斎 藤 尚 子空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 村 前 大 輔空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 木 村 雅 暢後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事 松 尾 将 志

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課 主幹(商業) 作 山 誠経済部地域経済局中小企業課 商業グループ調査員 高 橋 豊

- 4 傍聴者 なし
- 5 審議事項
- (1) 「スーパーセンタートライアル恵庭島松店」(恵庭市) に係る法第5条第1項(新設) の 届出について
- (2)「サツドラ倶知安店」(倶知安町)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事趣旨

(1) 「スーパーセンタートライアル恵庭島松店」(恵庭市)に係る法第5条第1項(新設)の 届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活 環境の保持の観点から審議を行った。

委員から質問等があり審議した結果、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2)「サッドラ倶知安店」(倶知安町)に係る法第5条第1項(新設)の届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員から質問等があり審議した結果、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

- (3) 「コープさっぽろ ふかがわ店」及び「サツドラ岩内清住店」の法第5条第1項(新設) の届出について、事務局から事前説明と次回の開催日程について連絡を行った。
- 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり

答申文【スーパーセンタートライアル恵庭島松店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(平成10年 法律第91号)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

恵庭市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

答申文 【サツドラ倶知安店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(平成10年 法律第91号)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

倶知安町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について 特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。